

(上書)

規定書控

骨柳
仲買中

規定

一 此度大坂行骨柳師問屋御組立に付、持歩運候人別於
町方仲買式拾五軒の外、賃掛屋たりとも問屋買受の
義無用の事、

一 在方大坂師御連中は迄御仕入の人別は別段の事、其
外在方の者新季骨柳問屋へ差出御買取の義、決して無
用の事、

一 在方仕来御仕入の義も追々手薄相成候様御取計御承
知置可被下候事、

一 骨柳問屋直段大坂表相場を以御買取に候へども或は
他国行船手又は左方編出しの模様を以、天情自然の
相場任、振合仲間の内可然人と示談の上相場相定相
違無之候様懇に申談、御買取被成候段御承知置可被

下候事、

右の条に各々様御承知候はば表向問屋義御免実意を
以御互に商売立行候様仕度、万々一前書相違仕候節
は何時にても破談願出候義規定仕候、依て以連印取
換一札、仍て如件、

骨柳屋 重次郎

九日屋 周 平

万屋 喜三郎

柴屋 友次郎

大磯屋 義 八

梶原屋 庄三郎

田丸屋 義三郎

米屋 伝次郎

岩井屋 勘右衛門

柳屋 義平治

田中屋 喜 平

慶応二

丙寅十月

丹後屋 幸三郎

大和屋 義惣平

丹後屋 八郎治

大和屋 忠右衛門

名和屋 村右衛門

梶間屋 源三郎

油屋 甚右衛門

魚屋 新三郎

金剛寺屋 武左衛門

陰屋 弥兵衛

現銀屋 宗左衛門

小松屋 弥三郎

木綿屋 五三郎

野上屋 文兵衛

6 諸工・諸職

(一) 瓦職・鍛冶職

(1) 〔瓦土取差留願書〕 佐伯洋三氏藏

乍恐奉願上口上ノ覚

一 瓦師商売ノ儀、私共祖父八左衛門ヨリ先年初テ御願奉仕候処、奉蒙 御免、依之土御運上トシテ金式歩年々御上納仕来リ家業相続仕、難有仕合奉存上候、然ル処先年山本村・湯島村両所ニ新ニ瓦師出来仕、御領分ノ内瓦土取入ニ付商売躰指支申候故、其段御届ケ申上候処御聞濟被為 成下 御領分ノ内土取申候義御停止ニ被為 仰付、依之土御運上金式歩ノ処銀式枚指上候様被為 仰付、是又奉畏候、又候、去

大坂骨柳師

問屋中様

ル安永七戌年下陰村惣左衛門ト申者森津村分平石ト
申所ニテ瓦商売仕、御領分ノ内ニテ専瓦土取入候ニ
付、其節又々御届奉申上候処、御聞濟被為 成下、
則福田・下陰・一日市・野上、此四ヶ村へ他領ニ土
取入申義急度御停止ニ被為 仰付候御事、

一 御当地竹野町喜兵衛ト申ハ右惣左衛門跡職ヲ引請、

瓦商売仕、近來一日市村ニテ瓦土多分取入申候、尤
御当地ノ義ハ瓦土別テ払底ニ御座候、其上舟附ノ場
所無少、右鉢他領へ多分取入申候テハ商売方必止
度、難渋ニ罷成ニ付、無抛三月廿九日瓦師仲間三人
同道ニテ一日市村御庄屋孫左衛門殿へ罷出、右御触
ノ趣并商売方指支ノ段申入厚相頼申候処、孫左衛門
殿被申候ハ此方ヨリ指留メ申候へバ喜兵衛難渋ニ相
成申事故難指留候、併 御上様ヨリ御差留被為 仰
付候へバ、其段申渡指留可申段被申候、乍恐御慈悲
ノ御勘弁ヲ以、前々ノ通り他領へ瓦土取入候義 御

指留被為仰付被為下候ハバ御陰ヲ以渡世相統仕、難
有仕合奉存上候御事、

右ノ趣御聞届被成下、宜御執成ヲ以、願ノ通被為仰
付被為下候様、偏奉願上候、以上

寛政七年 梶原村 瓦屋 重兵衛
同年寄 市左衛門

同庄屋 善兵衛

卯四月 加藤三左衛門殿
（下組大庄屋）

(2) 「土取口銭支払願書」 佐伯洋三氏藏

乍恐奉言上仕口上の覚

去る辰の四月、一日市村寄隅土、平石瓦師喜兵衛へ配
分仕候様一日市村庄屋孫左衛門殿より奉御願仕候処、
当巳年より寅年迄十ヶ年の内喜兵衛へ隅土配分仕候て
少々口銭請取為取候様被為仰付候て則一日市村庄屋孫

世 左衛門殿と相談仕候て口銭九拾目に相定申候、依之右
近 口銭九拾匁年限中銘々共方へ請取、半分は御上様へ御
上納奉仕、半分は銘々共へ被為下し置候様被為仰付奉
畏り候、然る処喜兵衛義他所者に御座候へば万一口銭
指滞候ては奉恐入候に付、右願主一日市村庄屋孫左衛
門殿より十ヶ年の間年々口銭九拾目無遅滞銘々共方へ
可被相渡様相對仕候処、孫左衛門殿被申候は土取候年
しは無遅滞相渡可申候、土取不申年は得相渡し不申候
様被申候に付、乍恐 御上様より年限中と被為仰付候
由、甚奉恐入御願に御座候へ共、年限中は年々無遅滞
口銭九拾目づつ一日市村庄屋孫左衛門殿より可被相渡
の証文被指入候様被為仰付被為下候はば難有奉存上候、
何卒御慈悲を以、前書の趣被為聞し召分願(マカ)の通りに被
為仰付被為下候様、幾重にも奉願上候、以上

寛政九丁巳三月日

梶原村 瓦師 重兵衛

御奉行様

(3) 「鍛冶職規定書」

豊岡市立郷土資料館蔵
(日高町・太田垣彦弥氏旧蔵)

(表書)

規定書 下書

小田井町

鍛冶職

町内御役前へ差入申規定一札ノ事

一 毎月六度宛アマ并職場掃除ノ事、

一 職場土天井ノ上ハ勿論其辺リへ物置間敷事、

一 風立候日ニハ吹仕事相休候事、

一 平日夜分ニハ大吹致間敷事、

一 職場見セ前高サ忒尺ノ格子ヲ附、大吹致候節ハ荒簾

日撫村 瓦師 弥 七
同村 瓦師 勘右衛門

二 間候事、

右ノ条々堅相守可申候、尤火ノ元大切ノ事ニ候間、聊無粗略供々遂吟味、不調法無之様、一統急度相守可申候、為後日ノ規定書、仍テ如件、

文久三年

鍛冶職

亥二月

連印

町内
御役前衆中

○「アマ」とは炉上に設けた空気抜。

(二) 豊岡商人の鉱山経営

竹野町・加悦敏彦氏蔵

(1) 「三原村鉄山採鉱契約書」

三原村鉄山鉄穴仕候に付極手形の事

一 鉄山諸普請相濟鑪吹初候月ヨリ為惣山手代老年ニ新銀六枚宛毎年遣可申候、右極ノ銀月割ニ致、毎月相

渡シ可申候、若滞月有之候ハバ吹出シ候銃ニテ押へ取可被成候事、

一 鑪屋鋪・小家屋敷開作ノ地ハ不及申ニ、荒地ニテモ主有之候ハバ持主相對ノ上ニテ屋敷代極、毎年遣可申候事、

一 鉄穴所ノ儀はなれ山口ヨリ志やばノ清水ヶ谷こぼた阿里かたわきゆうつか松尾飛路ニワ八代尾、此中ニテ鉄穴仕間敷候、此外ニテモ百姓中開作場腰林ニテモ堀崩候カ溝ニテモ附候ハバ、地主へ相對仕相応ニ代銀前方ニ相渡シ可申候、野山ニテ候ハバ無代ニ可仕候、若鉄穴ニテ田畑井溝道橋ニテモ損シ候ハバ仕直可申候事、

一 鉄穴池川(マ)ひい場地主へ相對ノ上ニテ場料相極、代相渡シ、其上ニテ普請可仕候事、

一 桐・栃・杉・大ヒノ木・古木・苗木共伐申間敷事、
一 腰林・新林共少モ伐申間敷候事、

世 一 山子ノ者共ニ苧畑為致不申、尤伐跡ニテモ為燒申間
近 敷候、然共菜大根等ハ為作可申候事、

鉄山師豊岡菊屋

弥五右衛門

一 疋通りノ伐跡林申候時、山子ノ者共薪小炭等ニモ二
度伐為致申間敷事、

享保四年子九月

一 村ノ衆薪材木サホスマジク売木履菜切手スクヒ牛

三原村庄屋

三郎兵衛殿

ノタライ等村ノ衆中山働ノ儀ハ先年ノ通、少モ構無

同村年寄

藤兵衛殿

御座候事、

同村

御百姓中

一 山子ノ者共喧嘩口論其外如何様ノ悪事仕出候共、出
入雑用村方へ少モカケ申間敷候、鉄山ノ内ニテ博痴

○ 気多郡三原村（竹野町三原）は享保十一年までは豊岡京極領。

ワザ堅仕間敷候、并山子ノ者鍛冶手子等ニ至マデ猥
遣ノ類ヲ致吟味、耆人モ抱申間敷候事、

(2) 「採鉱契約に伴う諸手当覚」

一 鉄山ノ儀ニ付、大庄屋・小庄屋・年寄、御公辺へ御

覚

出候ハバ雑用此方ヨリ賄可申事、

一新銀六枚は惣山手代銀壹ヶ年分

一 村ノ田畑・苧畑共ニ作物損シ不申様ニ山子共ニ堅ク

但、極手形の通、月割にて相渡可申候、

可申付候事、

右ノ外

右ノ通相違仕間敷候、依為後日極手形、如件、

一新銀百匁 但、小家鑪屋敷代壹ヶ年分

一同拾五匁 但、鉄穴本場 作右衛門

一同拾匁 同二番 市介

一同拾匁 同断 寺

四口合百三十五匁

一新銀百匁は壹ヶ年分

但、入割銀当子の年より七年の内毎年相渡可申候、

一米壹斗六升 道料・田の損し 作兵衛

一同壹斗 右同断 清左衛門

一同壹斗 溝代 半兵衛

一同五升 右同断 寺

メ四斗壹升

右月割銀の外銀米の儀は毎年十月中に右銀米共に相渡

可申候、為後日の手形如斯御座候、已上

鉄山師豊岡菊屋

弥五右衛門

享保五年子九月

三原村庄屋 三郎兵衛殿

同村年寄 藤兵衛殿

同村 御百姓中

(3) [質鉄等御尋ねの控]

(前欠)

(享保十五年)
戊二月より同七月迄、下八木村五兵衛方へ相渡候鉄

は、前年の残小鉄又は方々へ質に入置候銚鉄等請出、

小割鉄に仕、相渡候段申上候処、前年の残小鉄并方々

より請出候質鉄は何年の残に候哉、質鉄は如何様の訳

にて何比(くら)より何方へ質に入置候哉、右小鉄并銚鉄は何

程宛有之鉄に吹立、五兵衛方へ戊二月より七月迄、渡

候員数は何程にて候哉、委細可申上旨御尋御座候、

(後欠)

(4) [採鉄類請渡し明細覚]

世 覚
近 一長割七拾駄

但、出石領^(惣)中村善右衛門と申者、申酉兩年鉄山銀

米世話仕候に付段々相渡し置申候、請出払申候、

一鉄三拾五駄

右同断^(享保十三年)申冬相渡し置申候、

此鉄鉄にて貳拾駄に罷成候、銚耆駄三拾貳貫目、駄

鉄にて凡七歩たまり⁽²⁾請出したゞき、

一同拾五駄

三原村へ酉春より兩度質入仕り置申候、

此鉄鉄にて八駄半請出たゞき、

一長割七駄

三原村へ酉春米代に相置申候、請出申候、

一同五駄

稲葉村へ質物入、戌春請出申候、

一同拾六駄

一同拾五駄

酉七月に豊岡新町源右衛門へ質物仕置請出申候、
年々目折はき寄古鉄具小割、

一同五駄

山内馬子共へ駄賃等相渡置取返申候、

一同六駄

山内取銀吹大工路銀相渡置申候、請返申候、

ノ百五拾貳駄半

豊岡町菊屋

弥五右衛門

享保十六年亥七月

生野

御役所

(5) 〔鉄受取覚〕

〔^(攝)菊屋弥五右衛門・^(朝来郡竹田村)竹田又三郎鉄の事〕

竹田又三郎、弥五右衛門より鉄受取覚

一 西十一月より戊七月迄
(享保十四年) (享保十五年)

四拾貫目駄にて百五拾四駄六歩

四拾貫目老駄に付代六拾四匁二分

一 銀渡しの外拾貳貫七百廿七匁三歩

鉄受取不足

四拾参駄貳拾五貫百目

右此代又三郎損銀也、

7 交通・運輸

(一) 〔瀬戸村舟数報告書〕 瀬戸区蔵

書付指上げ申候瀬戸村舟の事

一 べざい舟 三ツ 内五拾石舟貳ツ
三拾石舟壹ツ

一 たぐり舟 貳ツ

一 小舟 十九

舟数大小合貳拾四

右の通、少も相違無御座候、

承応三年

庄屋

与三右衛門

午ノ四月十三日

五味備前守様御内

嶋 又右衛門殿

小村又左衛門殿

(二) 〔円山川舟運〕

(1) 〔高瀬舟通用証文〕 佐伯直信氏蔵

相對証文の事

一 御当地津居山の湊より大川筋高瀬船通用の御願申上候、高瀬船通用の時御田畑の川除養水等其外川筋古

来より有来り候通聊無故障船往來可仕候、若村方の障に罷成候儀致出来候はば其分限に随ひ弁済可仕候事、

一新規成綱手道又は物置場所入用の節は鋪賃其地主と相對にて散田米納所仕預り可申候事、

一物置所或は何等の致普請候共、於山林竹木の願仕間鋪候、^(敷)入用の材木買求可申候事、

一有来候綱手道常々御田畑の囲い土手水除の石積杭柵等船通用に付損し候はば有来り候通繕可申候、且又道端の諸作桑木^(など)採綱手の者共伐捨不申候様に可申付候、其外無益の事わざ致候はば其分限に應じ以代銀を相弁可申候事、

一川筋村々の手船其井戸に繫被置候事、又は麻苧川漬の時節少も障不申候様に可致候事、

一渡海の本船於入江にかこひ又は当分掛り船致候共、其所支配の庄屋被相断無故乱様^(不)に可仕候事、

一川筋六地藏村・来日村・今津村・湯島村・桃島村・

小島村獵師中古来より御連上相立渡世被致の由、高瀬船通用に付、家業の妨に罷成候はば御連上の儀は

勿論の事、渡世の障に少も不成候様に至て其時に可致対談候事、

右の通於後日に相違仕間鋪候、^(敷)為其相對の証文、仍如件、

享保七年

寅十一月四日

但馬国城崎郡

津居山村庄屋

三 殿

同村年寄

太郎左衛門殿

瀬戸村庄屋

与三右衛門殿

同村年寄

源右衛門殿

同

三右衛門殿

江戸

磯野八郎兵衛

同

福井奥右衛門

小島村庄屋
 与三左衛門殿
 同村年寄
 六郎左衛門殿
 同
 与一左衛門殿
 桃島村庄屋
 忠右衛門殿
 同村年寄
 惣兵衛殿
 湯島村庄屋
 清右衛門殿
 同村年寄
 市左衛門殿
 同
 捨吉殿
 今津村庄屋
 治兵衛殿
 同村年寄
 久右衛門殿
 来日村庄屋
 辻太夫殿
 同村年寄
 弥左衛門殿
 同
 太郎太夫殿
 同
 久兵衛殿
 簸磯村庄屋
 六郎太夫殿
 同村年寄
 六郎兵衛殿

上山村庄屋
 吉左衛門殿
 同村年寄
 惣右衛門殿
 一日市村年寄
 徳兵衛殿
 同
 孫右衛門殿
 同
 与右衛門殿
 六地藏村庄屋
 加左衛門殿
 同村年寄
 惣左衛門殿
 野田町分庄屋
 嘉七殿
 同年寄
 伊右衛門殿
 新屋敷村庄屋
 五郎兵衛殿
 同村年寄
 五郎左衛門殿
 永井町分庄屋
 五郎右衛門殿
 同年寄
 仁右衛門殿
 同
 五郎平殿
 大庄屋
 一日市村
 徳之進殿

(2) 「近廻川船運送触書」『大阪市史第三』
「大坂町奉行所触及口達」

享保八癸卯年正月十一日 但州津居山湊より播州妻

鹿浦迄、近廻川船運送の事

(本文欠)

宝曆九己卯年正月十八日 但州播州諸荷物運送近廻し通船の事

但州気多川播州市川通、米穀其外諸荷物運送近廻し通船願人、江戸下柳原同朋町磯野や善藏・平松町浪人原嘉次郎・堀江町三丁目清水屋半左衛門三組の共、川筋浚普請廿石・積の船三拾艘余出来、猶又段々打立候筈に付、北国中国筋米穀諸荷物近廻し運送の望の者、勝手次第致相对候様、尤右善藏義は当表中の島せんたんの木、嘉次郎義は北浜大川町、半左衛門義は土佐堀式丁目に会所指置、播磨川・但馬川近廻し通船会所と認候掛ヶ札致度旨願出、相对手寄のため、願の通江戸

表にて被仰渡候間、運送望の者は勝手次第可相对候、右の趣三郷町中不洩様可相触候也、

宝曆十庚辰年十二月廿一日 但州気多川・播州市川
通近廻し通船、米穀諸産物売買会所の事

但州気多川・播州市川通、米穀其外諸荷物近廻通船運送望の物は、勝手次第致相对候様、先達て相触置候、然る所右通船願人の内、清水屋半右衛門代り武州葛飾郡亀在村清右衛門儀、右両国并隣国の米穀諸産物、於西高津新地老丁目会所を建、致札掛、右売買相初候筈に候間、望の者は勝手次第可令相对候、
右の通從江戸被仰下候条、三郷町中可触知者也、

辰十二月

宝曆十一年辛巳年三月十二日 但州気多川・播州市川通近廻り通船請負人、堂嶋新地五丁目会所替の事

(本文欠)

宝曆十三癸未年八月十二日 但州気多川・播州市川

近廻し米穀売払会所場所替の事

先達て相触候但州気多川・(挿)撰州市川通米穀其外諸荷物

近廻し通船請負人、武州葛飾郡(龜石村濱右衛門義脱之)高津新地屯丁目に会

所を建、掛札致候処 此度天満東寺町前和泉屋久兵衛

請地の内へ、右会所を建替候間、右諸荷物近廻し通船

運送望の者は、勝手次第可令相對候、

右の通三郷町中不洩様可知触者也、(触知)

未八月

(3) 「大川舟運訴状」 石田松蔵氏蔵

(前欠)

一 安永二己二月廿四日出石領気多郡加陽村治左衛門・

土淵村太郎左衛門、右両村の船に塩四百俵当川筋積

登候故差押へ吟味仕候処、小島村より為積登候由申

に付、当川筋商[物]外舟にて為積登候義は古来より相

成不申段申聞候所、此度の塩は生野御用塩の由にて

送り状差出候、依て町役名主へ相尋候へ共、生(野)のよ

り何の沙汰も無御座、紛敷趣故右両艘押置候て先方

より舟番附置罷帰り出入、

一 土淵村太郎左衛門より名主善左衛門殿方へ五月廿八

日晚に老人を以申越候は一昨日江戸表より罷帰り候

間、明日其御地へ罷越候の間、下宿の義被仰付置被

下候様申参り候、
中瀬屋五郎右衛門方へ宿相頼、

五月廿九日昼

御拾判持参仕候人別

土淵村 太郎左衛門

府市場 儀右衛門

引野村 嘉右衛門

三人

一 中瀬屋にて天井表へ渋紙を張、座敷へ机を直し、其

上毛氈を引、三宝を直し候、三宝上へ御拾判を太郎

左衛門納置、

一 頂戴仕人別、□藏殿へ勘兵衛殿へ吉左衛門殿へ善左

衛門殿へ源左衛門殿へ五町御名主衆中麻上下着用也、

其外船株拾人も麻上下着用罷出る、

一 御拾判開封、土淵村太郎左衛門奉頂戴仕候、五町名

主方先きに頂戴被致候、

一 御拾判墨附紙の疵等吟味被成候所、拾七ヶ所疵御座

候て則拾七ヶ所の疵出為致書付を取、判取置申候、

一 此方よりも請取一通出し船株惣代藤九郎印、

一 五月晦日より伊福や太右衛門方へ御拾判宿仕、船株

中間より昼夜四人宛番仕候、

一 御拾判には五町名主舟株中間立合の封致置候、

一 舟株懸り合の町より自身番

御上様より被為仰付宿いづみや源七方にて

三奉行御拾判

寺社御奉行御大名衆中様

土屋能登守 九万五千石 常州土浦

土岐美濃守 三万五千石 上州沼田

松平伊賀守 五万石 信州上田

牧野越中守 八万石 常州笠田^問

御勘定御奉行

河谷越前守 三千石

松平対島守

安藤弾正少弼 五百石

石谷備後守 五百石

町奉行

曲淵甲斐守

牧野大隅守 二千石

巳五月廿九日 御判物着仕、中瀬屋五郎右衛門方にて

奉頂戴仕右同印物の控左の通、

府市場舟持儀右衛門より同州城崎郡豊岡町四郎兵衛外九人を相手取当五月中土屋能登守様へ御訴訟奉申上候は氣多郡村々の義は往古より船所持仕、諸荷物積通り渡世仕来り候、然る処同州養父郡網場村庄兵衛買請候塩千俵為積登呉候様申候に付、当二月廿四日より小島村より右塩の内四百俵積立通船仕候処、豊岡町右相手の者共理不尽に舟差留め通船相妨候に付、如何の訳を以往古より致通船来り候船差留め候哉、荷主方へ荷物相届け度間妨不仕様申候へ共、一向聞入無之、船式艘并積候塩四百俵共豊岡へ差留め難義仕候間、御吟味の上下留め候舟并塩荷物共早速相渡し已来通船妨不仕様奉願上候旨申之、相手豊岡の者共御召出御裏御判奉頂戴相附則双方共に当七月廿五日御評定所へ被召出対決被為仰付候処、相手豊岡町船持惣代勘右衛門・藤九郎兩人の者共返答書を以奉申上候は訴訟方の者共申上候義逸々相違仕候、氣多郡村々より御用荷物の外売買

荷物積候舟、豊岡町下より上の方へ通船積登義は勿論豊岡町より下へ積下し候義も曾て無御座候所、此度網場村庄兵衛買請候塩荷物を生野御用塩と申偽、小島村より塩四百俵船積仕、網場村迄可為積登と申、新法に通船致掛候に付、生野御用塩の義何共疑敷奉存候に付、生野町へ承合候処、御用塩にて無之旨申之候、左候へば買荷物を御用塩と申偽、豊岡町下より可積登、^{たくみ}工に御用塩と偽候に付、則船并荷物差押申候、右申上候通豊岡町の義は船株所持仕領主へ往古より運上差出し致通船候所、新法に氣多郡村々の義豊岡町下の方より諸荷物積登せ通船可仕旨申候ては豊岡町船株は不及申上、水主共一統渴命難義仕候間、古来の通豊岡町下へ氣多郡売買荷物積候舟差留被成下候様申上候に付、御吟味被成下候処、御吟味中右の江戸宿共御日延奉願上取扱を以、双方得心の上熟談内済候間、則内済の趣左に奉申上候、

一 但州気多郡川通村々所持の舟にて売買荷物積、豊岡

町より下にて通船仕候義は荷物積登積下り共に隔月

勤、休月相立、年中の内二月・四月・六月・八月・

十月・十二月、此六ヶ月は船数何艘成共無構、何れ

迄も積登積下る共通船可致候筈に相究、正月・三月・

五月・七月・九月・十一月、此六ヶ月は豊岡町より

下へ通船不仕、積登積下り共相休可申候、但し閏月

有之節は閏月十五日宛勤休相立通船可仕筈に相極候、

一 御用荷物積候船は是又右勤休月不構、年中通船可致

極、并に右郡村々下肥・薪炭・穀物・屋(根)草類、右

の分積候舟は是以勤休隔月不構年中通船可仕筈儀定

仕候、但し穀物の義は気多郡村々より豊岡町下の方

へ積下り候分は年中不構通船可仕候、豊岡町下の方

へ村々より気多郡へ積登候は売買穀物に付、右定の

通勤休隔月相立通船可仕候、次に生飼積候船の義は

豊岡町相手の者共義は前々より不申義に付相手の者

に限り候ては構申問敷候事、

一 豊岡町船の義は豊岡町より上の方へ致通船候義は先

規より舟数四艘に限り致通船候に付、弥(いふ)以て已来共

に船数四艘宛は無勤休月勝手次第、年中通船可仕究

候、

一 右の通り豊岡町并気多郡村々通船の義相極候、但し

豊岡町船の義は豊岡より下の方致通船候義は船数無

限り何艘成共年中通船可致候、次に気多郡村々船の

義は豊岡町の上、気多郡の内にて致通船候義は無休

月何艘成共通船可致筈相究候事、

一 網場村庄兵衛買請候塩荷物送状表に生野御用塩と書

認候義得と扱人立入承知候処、此義は右塩買候節口

入人有之所、此者申候は生野御領網場村庄兵衛に候

間、生野御領と書認め送状遣し候様にと申候義を水

主の者共生野御用と承り違仕、生野御用塩と送状書

認、不調法至極奉恐入候、全御領と御用と申弁舌聞

如斯訴状差上候間、致返答書来る七月廿五日評定所へ
罷出可対決、若於不参は可為曲事者也、

巳五月七日

能登

美濃

伊賀

越中

御用方無加印

越前

対島

彈正

御用方無加印

備後

甲斐

大隅

但馬城崎郡豊岡町

右 船株連名

五人組

年寄

名主

乍恐以書附御訴訟奉申上候

仙石越前守領分

但馬気多郡土淵村

舟持惣代

訴訟人

往古より舟所持仕、諸荷物積送通船仕候処、

理不尽に差押奪取候出入

京極甲斐守御領分

同国城崎郡豊岡町

相手方

安永二巳年五月

仙石越前守領分

一札の事

但馬気多郡土淵村

相手方

太郎左衛門

同所加陽村 治左衛門

同所府市場 義右衛門

一 此度出石御領内気多郡加陽村・土淵村・府市場村の

者共、通船の義に付私共相手に公訴奉仕御判物頂戴

仕罷歸候に付、乍恐私共御印奉頂戴仕返答書左に奉

申上候、右の趣奉恐入候へ共宜被為聞召、屈願の通

被為仰付被為下候はば難有奉存上候、以上

安永二年

安永二年

巳六月

癸巳五月廿五日

但州豊岡町

土淵村

船株惣代

太郎左衛門殿へ

御奉行様

差上申濟口証文の事

但州気多郡川通村々惣代同郡土淵村舟持太郎左衛門并

土屋能登守様御初判三奉行所様御奥印七月廿五日御着目御裏 御判被為相附慥に奉請取候、墨附よこれ等の義は立合改候処、少々宛有之書附御渡被成候通に御座候、御着日前の□日迄に 御懸様へ罷出御届可奉申上候、為後日一札、依て如件、

京極甲斐守領分

但州城崎郡豊岡町

船株
惣代

違を以書認め候義に御座候所、右を不心得に付、双方申事不調法至極奉恐入候、

一先達て豊岡町にて差留候船式艘并に塩四百俵の義は

歸村の上、早速船は船主方へ引取、塩は塩主庄兵衛

方へ引取可申筈、双方得心仕候事、

前条の通、今般取扱を以双方得心の上熟談内済仕、偏に御威光と難有仕合に奉存候、然る上は右内済の趣相互に相用、已来再論仕間敷、依て為後証双方并扱人連判仕、済口証文奉差上候処、如件、

仙石越前守領分

但州気多郡土淵村舟持惣代

太郎左衛門

訴訟人

川通村々舟持惣代

府市場村儀右衛門代

与四郎

差添大庄屋上石村

左右衛門

平岡彦兵衛御代官所(生野)

但州養父郡網場村塩屋

庄兵衛

差添大庄屋友五郎代

七兵衛

京極甲斐守領分

但州城崎郡豊岡舟持惣代

名主 又右衛門

勘右衛門

藤九郎

善右衛門

今井平三郎御代官所(久美浜)

丹州熊野郡湊宮村

引合呼出し

船頭 治兵衛

組合 藤 助

差添名主 幸治郎

西久保八幡前

訴訟方宿

上州屋
源 助

麴町壺丁目

安永二

相手方宿

巳十月

甲州屋
七右衛門

馬喰町四丁目

伊勢屋
久治郎

御評定所様

右の通双方へ济口証文可取替申候、以上

(4) 「下川運賃増銀の覚」 石田松藏氏藏

(表紙)

慶応二年

下川運賃増銀の覚

丙寅二月

船持共

元治元年子十二月へ御間済に相成申候、尤例年十月十五日より二月十五日迄水主老人増、

下川運賃の覚

一 穀物式拾五石積 但し壺石に附

当時四拾六匁五分 元運賃壺匁

一 式つ半塩式百俵積 但し元運賃

当時四拾六匁五分 式拾五匁

一 油式斗入壺樽 但し元運賃

当時六分 三分式厘

一 蠟百斤入 壹匁

但し元運賃

一 素麵 壹籠に附

但し元運賃

當時九分

四分八厘

當時貳分五厘

壹分二厘五毛

一 砂糖焚込百斤入

但し元運賃

一 骨柳并瀬戸物類 壹艘向

但し元運賃

貳百三拾斤入に付

六分九厘

當時五拾匁

貳拾七匁

當時壹匁貳分八厘

一 海草荒物類 壹艘向

但し元運賃

一 鉄羽金 壹連に付

但し元運賃

當時五拾匁

貳拾七匁

當時七分

三分七厘五毛

一 石灰壹俵に付

但し元運賃

一 銃 拾貫匁に付 但壹連

但し元運賃

當時貳分五厘

壹分二厘五毛

當時五分五厘

三分

一 繰綿六貫匁立壹本に付

但し元運賃

右の品(舟着場)井戸渡し(舟着場)の定御座候、尤、船頭上ヶ置の節は

當時壹匁壹分七厘

六分三厘

壹艘向の分上げ賃相定め水主と談事の上蔵入の事、

一 干魚類拾貫匁に付

但し元運賃

尚又上げ賃の義は船株は不相抱候事、

當時七分

三分七厘五毛

一 板石

但し元運賃

右の品東蔵入定め、尤、砂糖類差持の節は荷主より

當時五分六厘

三分

合力致具候定め御座候、

一 (5寸×6寸)五六石

但し元運賃

當時四分四厘

貳分四厘

世 一 糠 老俵に付
近 当時四分

但し元運賃

式分四厘

五町

御名主中様

ノ

右の通、宜敷奉願上候、以上

出石川船持

中瀬屋五郎右衛門

塩屋源右衛門

上郡川船持

高井屋太郎兵衛

油屋磯平

米屋久四郎

問屋仲間

津山屋清兵衛

唐津屋吉十郎

瀬戸屋弥四郎

魚屋喜三兵衛

前条の通願出候に付取調候処、無抛次第に御座候間、願の通御聞濟被為仰付候様仕度奉願上候、以上

五町名主

由利良右衛門

福井清造

慶応二丙寅年

佐川義右衛門

二月

由利三左衛門

御奉行様

○増銀は幕末期の物価騰貴によるものと見られる。「当時」とは「改訂後」を意味する。

(三) 回 船

(1) 「船中御条目」 津居山区蔵

覚

一 於船中御城米大切可仕候、万一打米諸手米等に准之

御米少々にても隠取候はば後日聞といふなど穿鑿の

上、船頭水主の儀は勿論、所々より諸親類共可被行

罪科事、

附り ^{つげも} 船中火の用心堅相守可申候、賭の諸勝負一

切仕間敷事、

一 御城米船積の砌、揖帆柱碇綱并糧米薪諸道具等に至

迄海にて可入分積之、船足改を請候、以後何の浦に

ても私の荷物隠候て不可積之、若日和無之致逗留、

糧米不足の時は何れの浦にても相調、其趣所々の者

より証文取之、自然偽糧米に准し商売の米於調積は

急度曲事可申付事、

附り 御城米の儀に付、上乘申付候通、違背仕間

敷事、

一 遭難風打米候はて不叶時は糧米不殘捨之、其上にて

御城米捨可申候、自分穀類残置においては可取上事、

附り 長州あかま瀬不可乗事、

一 諸手米等有之時は入念可言立之、海上にて船道具等

捨打、不足においては恙船の湊にて可相調事、

一 於大坂御城米不相渡以前糧米余分有之候共、無断に

て陸へ揚申間敷事、

右の条々堅く可相守、若相背族有之は可訴出、仮

同類たりといふとも其料をゆるし御褒美可被下、

且又あだを不成様可被仰付候、隠置、脇より相聞

候はば船頭勿論水主族に至迄悉可被行罪科者也、

宝永元年申八月

奉行

(2) 「御条目継置願書」 津居山区蔵

近 一 御城米入津の刻は前々の通、庄屋年寄船へ乗り船足
極申、水主の員数等委細送状に引合相改、上乘船頭
より書附取置、海航日帳に入津出船の日限割付、庄
屋印形仕可相渡事、

一 御城米船、又は沖にて御城米打捨入津いたし候はは
早々役所へ致注進、差図を請、改置可申候、尤回船
雇人方へ船頭方より早々為致注進、御代官より改の
手代參着次第、手代立合相改、浦証文可差出事、

但、沢手米斗又は捨痛の類は役所へ不及注進、前
々の通浦手形出之、追て右の段役所へ可相届事、

一 私領雇船并諸回船破損等の儀は庄屋年寄立會念を入
相改、浦手形前々通可出之相済候、以後其訳役所へ
可相届事、

附り 諸回船道具病死失人等の儀、庄屋年寄吟味
の上前々の通証文出し相済候、以後役所へ可相届

一 浦手形其外諸方へ出候前書の儀、御料但馬国何郡何
村庄屋誰といたし来候、向後も其通可仕事、

右の通只今迄相勤来候由、向後^{ひんよ}弥入念大切に可相勤
候、浦高札の趣能々相守可申候、若御城米船は不及
申、諸回船共破船打米等の義に付、不法成義仕にお
いては急度可申付条、浦中のもの堅く相守候様可申
附者也、

享保十六年亥十一月 岡^(田)庄太夫^(生野代官)

但馬城崎郡津居山村

庄屋

右の通、岡庄^(田)太夫様より被下置候船手御条目の写、奉
入御覽候、是迄御支配様御代り度毎御書継頂戴仕罷在
候間、乍恐前々の通御書継被為成下候様奉願上候、以

上

寛政十二申年十月

年寄 宗兵衛

庄屋 喜兵衛

但馬国城崎郡津居山村

(久美浜代官)
塩谷大四郎様

御役所

○延享三年十二月の澁川小右衛門(久美浜代官)の聞届書もある。

(3) 〔津居山番所証文〕 津居山区蔵

(包紙)

津居山御番所証文一通

享和二年戊五月

覚

一米 千石

一大豆三拾石

右は仙石越前守蔵米并大豆、摂州大坂へ積廻し申候、無相違御通可被下候、以上

仙石越前守内

麻見四郎左衛門

享和二壬戌年五月

鷲見久左衛門

井上三郎左衛門

高田十之進

津居山

御番所

(4) 〔干鰯送状〕 山崎孝氏蔵

送状の事

一干鰯式千俵 隠州矢尾

米屋甚兵衛船積

此為敷銀貳貫六百八拾匁請取

此運賃銀貳貫三百二拾匁 但し老俵に付

老匁壹分六厘ツ、

都合銀五貫目也

覚

一銀五貫目 但し敷銀運賃共

右は播州竜野綿屋惣左衛門殿へ干鯛貳千俵相渡し被成、
書面の銀子御請取可被成候、為其為替手形相渡し申旨
相違無御座候、依て如件、

天明二年

但馬津居山

寅四月五日

米屋喜兵衛

右者隠州矢尾米屋甚兵衛船に積廻し申所実正也、然上
は右の銀子相渡し被成干鯛御請取可被下候、尤も其御
地にて懸り物等御座候ても船頭甚兵衛方には少も構無
之、相對に御座候、万一海上の義は可為御法候、依て
送状如件、

隠州矢尾

但州豊岡宿

米屋甚兵衛殿

天明二年

小田屋九左衛門

寅四月五日

但州津居山問屋

米屋喜兵衛

播州竜野

綿屋惣左衛門殿

代 佐七殿

(5) 〔御城米回船改帳〕 山崎孝氏藏

(表紙)

羽州酒田御城米船改^上船頭手形帳

但馬国城崎郡津居山村

庄屋 平三

宿 米屋喜兵衛

御城米御廻船御改に付一筆の事

一 撰州大坂新宮屋直船頭伝吉船、千四百石積・船頭水

主拾七人乗、亥の壬四月廿日羽州酒田湊にて御代官

宮村孫左衛門様御支配処□御城米俵数三千三百七拾

八俵老斗四升、但三斗七升入、外に船頭水主頼米百

式俵、都合三千四百八拾俵老斗四升、酒田湊にて積

請取、同廿日に彼地出船、同廿三日能州輪島崎浦入

津、同廿五日卯刻出船、同廿六日戌刻地戻り能州輪

島崎浦へ入津、同廿九日卯刻出船仕候、五月三日申

刻能州福浦へ入船仕候、同廿一日未刻出船仕候、同

廿五日未刻但馬城崎郡津居山湊へ入津仕候に付、船
足御極印水主員数等悉御改に候通、少しも相違無御
座候、船頭私運賃取米穀商売にて荷物等少しも無御
座候、依て為後日如件、

撰州大坂新宮屋直船頭

寛保三年

伝 吉

亥五月廿五日

羽州村山郡天童村上乗

権兵衛

但馬城崎郡津居山浦

庄屋 平三殿

年寄 吉郎左衛門殿

四海 難

(1) 〔越前敦賀船浦証文〕 田結区蔵

口上の覚

越前敦賀吉田屋

伊兵衛船

沖船頭 伝次郎

水主共 六人乗

一 此度私共義、松前へ着湊にて鮮類積入、当六月廿五

日朝日和能候(良)に付出帆、同廿八日湊能候(水寄)の処、夜四

ツ時より南北風に相成段々風雨強、翌廿九日四ツ時
經ヶ崎と見受、尤敦賀着に候へは丹後口に馳寄度(カ)呉

致候へ共、何分波風次第募り候故、船中相談の上無
抛当湊へ同日七ツ時乗込候処、丁洩難越候(極悪)に付、碓

り式頭差入候処、早速村方より御加勢御出し被下、

追々碓差入波風防方種々手当仕候へ共、及暮に難防、
銘々命も危候に付、船中相談の上、檣船に相乗夜五

ツ時津居山間屋喜兵衛方へ漸々人勢にて上り申候、

依之村方人歩氣比村・田結村所々磯辺へ相廻、見受

させ置被下、尤兩村よりも人歩御出同様御世話被下

候へ共、何分極暗夜の義故元船も見分け不申候、然

所明方氣比浜へ打揚け破船仕候、早速御役所へ御注

進被下候処、急難事故三ヶ村役人中へ、荷物船槽諸

道具等取上、万事実躰取計可致段被御渡、依之三ヶ

村数多人歩御出、船柏船道具等御取揚ヶ被下候へ共、

荷物の義は箇物に無之、其上出水強候故海中にて散

乱致候哉、一向上り不申、其後兩三日を歴、鮮少々

斗波(はかり)にて打寄候に付、人歩出取揚申候、夫より波次

第鎮り候に付、海浪のため兩三日引網致候へ共、一

向荷物の分は上り不申候、右少々打寄候分売払、代

錢百四拾匁七步(歩)に受取申候、且又船槽船具は売払

不申、荷物共一式見込分一銀として式百拾匁相渡し

申候、先達て国元へ飛脚差出候処、伊兵衛伊八參、

右の始末委細見届被申候、右に付御三ヶ村衆中無遺

念実意以、万事御取計被下候義に付、厚御世話の段

千万忝仕合奉存候、右の始末に候へば、右御村方に
対し聊にても申分無御座候、此上如何様の義出来仕
候共、私共罷出急度埒明御村方へ少々も御難懸申間
敷候、依之御当所御作法の御浦手形御出被下候はば
忝奉存候、為後証一札如件、

越前敦賀

享和二年戊七月

吉田屋伊兵衛船

沖船頭

伝次郎

吉田屋伊兵衛倅 伊八

但馬国津居山 村役人衆中

同 気比村 村役人衆中

同 田結村 村役人衆中

右は、越前敦賀吉田屋伊兵衛船沖船頭伝次郎水主共六
人乗、前口上書の通当六月廿九日夜当浦にて及破船候
に付、早速右の趣丹後国久美浜御役所へ御注進奉申上

候処、急難の事故三ヶ村役人共、早速荷物船泊等取被
下、万事実意以取扱可致段、被仰渡候に付、前書の通
少々荷物上り候分売払代銀相渡、前書の通分一銀櫃に
受取申候、船泊船道具等は問屋喜兵衛方へ預り置、諸
事無滞相済申候、尤沖合の義は存不申候へ共、当浦入
津破船の始末、全相違無御座候、依浦証文如件、

但馬津居山

庄屋 喜兵衛

年寄 宗兵衛

百姓代 宗 助

同気比村

享和二年戊七月

庄屋 五郎右衛門

年寄 三左衛門

百姓代 三右衛門

同田結村

庄屋 仁右衛門

年寄 四郎兵衛

百姓代 善兵衛

越前敦賀

吉田屋 伊八殿

同船頭 伝次郎殿

右の通浦状相認め相渡し申出相違無御座候、以上

但馬国城崎郡津居山

庄屋 喜兵衛

年寄 宗兵衛

百姓代 宗 助

同気比村

享和二年戊七月

庄屋 五郎右衛門

年寄 三左衛門

百姓代 三右衛門

同田結村

庄屋 仁右衛門

年寄 四郎兵衛

久美浜

御役所

百姓代 善兵衛

(2) 〔加賀本吉船浦証文〕 田結区蔵

口上

加州本吉明翫屋吉次郎船

沖船頭 半七

梶取 喜兵衛

水主 市兵衛

同 庄 七

四人乗

私し共船の儀、自分商荷物、塩四拾表(俵)・鯨五挺(俵)・七罫(俵)

廿丸・鯉節三ツ・海月六挺、右の通り積入、七月廿四

日下之関出帆仕、同晦日に雲宇竜湊入津仕候、八月

朔日出帆、同日三尾(巻)ケ関へ入津仕候、同二日出帆仕、

翌三日・四日兩日に帆(帆)下り、四日の昼頃より丑(北々東)風に相

成、段々地方へ乗込七ツ時より丹後国経ヶ崎間近く相

内八匁八歩

同断十歩一
可請取分

成候処、俄に丑風殊の外強吹、高浪に罷成、夫より沖

一錢六拾匁

鯨 拾匁ノ目代

へ廻り段々乗出し候へ共、何分大高浪に御座候へば、

内六匁

同断十歩一
可請取分

舳さばけあけの道泊り不申、帆もおり不申様に相成、

ノ 貳百四拾九匁

無抛浪風に任せつかせ、夜四ツ時より亥風(北北西)に相成候へ

内拾九匁八歩

歩一

ば、沖へも乗出不申、殊に闇夜にて地山も一向不相分

残て貳百貳拾九匁貳歩

致、彼是の内、無間も磯浪音相聞候に付、打驚(既)銃と申

但し

間もなく磯際へ(帆)颯上げ、元船橋船共散々に相成、同夜

一銃(既) 四挺

苧綱 貳房

九ツ時頃飛鳥へかき上り候へ共、夜中の儀故一(中欠)

代凡百八拾匁

代百三拾匁

付御頼上候処御聞濟、御相对を以相当りの直段に御積

一柱(付) 楯

市皮綱 貳房

り被成、私共へ買請に被成候、御定法歩一銀左の通り、

代七拾五匁

代貳拾五匁

覚

一錢百壹匁

船澤代

一苧道具 切々

はつ 壹本

内五匁

浮もの貳拾歩一
可請取分

代三拾匁

代八匁

一錢八拾八匁

七罇(マヰ)貳拾束代

一わり綱 壹房

世 代三匁

近 四百九拾老匁

内四拾九匁老歩 船道具の分船頭方へ引取物 歩一

代錢惣

七百四匁^(上)

内六拾九匁 歩一引

残て錢六百七拾老匁

右の内にて

四百九拾老匁

右船道具買戻し 代錢引

右の通り委細御差引被下、殘錢且買戻しに致候、船道具とも御渡被下、慥に請取申候処相違無御座候、依て此度破船一件に付諸品請取方弘方共相濟候間、近々国元へ出立仕度奉存候、先達より万事御深情の御世話に罷成忝奉存候、然る上此段破船一件に付、当御村は勿論御組会村々御役人衆中は不及申、其外対何方候ても少しも故障無御座候、為後日一札仍て如件、

加州本吉明齋屋吉治郎船

沖船頭 半 七

文政四年巳八月

梶取 喜兵衛

水主 市郎兵衛

同 庄 七

但馬国城崎郡田結村

庄屋 久助殿

年寄 仁右衛門殿

百姓代 四郎兵衛殿

右は、加州本吉明齋屋吉治郎船、沖頭半七水主共四人前書口上の通り、八月四日の夜九ツ時当浦いぐりにて及破船候に付、早速右の趣丹後久美浜御役所へ御注進奉申上候処、早速村方役人共罷出、村の物共^(物)加勢致、并助船等も差出し、尤島より船頭水主早速打乗せ村方へ御連帰り、仍て船道具・荷物・船粕等

も取集め、夫々吟味仕候、夫に付荷物船粕等も売払、諸道具の儀は船頭願依て買戻し為致、直段積り上惣代錢七百四拾匁に売払申候、御定法の通り、歩一錢六拾九匁請取、并人番人足助船諸入用錢百六拾六匁、髓に請取、引残り錢拾四匁、右は船頭へ相渡し相済申候、尤沖合の義は存不申候へ共、当浦入津破船の始末、全相違無御座候、仍て浦証文如件、

但馬国田結村

庄屋 久助

年寄 仁右衛門

百姓代 四郎兵衛

加州本吉

明翫屋半七殿

前書破船に付、私共儀早速罷出御村方御取計向等、万端委細見届少も相違無御座候、万一後日に至り故障ケ

間敷義申出候者御座候はば、私共罷出急度申披可仕候、為其奥書印形仕候、以上

右船問屋

巳八月 近浦但馬国津居山村

玉屋 平藏

(3) 「石見鳥井浦船破船報告書」 田結区藏

恐乍以書附御届奉申上候

一石州鳥井浦、川崎屋吉右衛門船方力丸沖船頭重六、乗組八人にて米積入、一昨十日夜当御代官所但州城崎郡田結村磯字赤岩へ碇不残繫、風手見合居候処、昨十一日に至り追々大風高浪にて、碇綱等切払ひ追追荷内(打)いたし、暮六つ時頃同郡氣比村地先浅瀬へ打寄破船仕、船頭水主共は漸上陸いたし候、依之此段不取敢書附を以御届奉申上候、以上

但州城崎郡田結村

安政五年十月十二日

百姓代 孫四郎

絹巻落雁

くれゆく日さへこゝにいさよふ

年寄 五左衛門

きぬまきに打や 衣のおとさへて

庄屋 仁左衛門

月にもおつる天津かりがね

石神彦五郎様

気比夕照

久美浜
御役所

けいの浜をてらす夕日にしら波の

花もしはしはうつらふと見る

(五) 道 中

(津居山)
津山帰帆

真帆片帆風にまかせて程もなく

(1) 『但州湯島道中独案内』 〈抜書〉

帰る津山の海のつり舟

宝曆十三年十一月

大坂高麗橋・藤屋弥兵衛梓

絹巻島 くらかけ山の北八畳岩の向ふなり、
沢庵和尚の歌に

○船遊城崎八景並歌

うらやましこの里人はたてよこに

畑上暮雪

織なから見る絹巻のしま

ふり積る雪にはさすがはたがみの

○絹の巻物をつみたるごとき石山成故

かくいふにや

絹巻大明神 右同所 但州五社の一なり、

田居村(總)

氣比村 此里に氣比の神社あり、

おしま 此三村、絹巻の東北に続く景地也、

津居山 北海の口にて絹巻の北西なり、在を津山と

云、

瀬戸山 津居山の西也、(頂)長福寺と云寺有、此磯へ近

年流れよりし材木にて本堂を建る、唐木な

るとぞ、又、日より山といふ山あり、晴天

に隠岐の国見へわたる絶景なり、

猿が城・千石岩・竜がはな

此三所、津居山の北表、北海の中にあり、

風あらし時は行べからず、右烏帽子岩より

是迄、湯島より屋形船百六十四文つをかり見物す

べし、甚、景色面白くよきなぐさみなり、

又、あみ打船を連行てあみを打たせ楽むも

よしあみ打船頭とも雇賃一、但、衣服用意して

行べし、上方とちがひ日かたむけば風出冷

氣に成事つよき事あり、天氣くもらば無用

なるべし、

○但州城崎郡湯島(京・大坂から)へ通しかご荷物人足賃

三月より八月までは湯島へ四日着、九月より二月迄は

豊岡湯島より三里てまへなり迄四日着也、荷物少くは人足宿へ渡し

てよし、掛目一貫目に付賃二匁つ、京大坂よりも、

湯島よりも同じ、六七日ぶり、又体(てい)により十日余かゝ

る事も有、

○賃銀定

大坂よりたしまなや(船屋)豊岡まで

一通しかご 四日着一丁 四拾匁

世 一 供荷物人足 八貫持四日着 廿匁
近 豊岡納屋より大坂まで

一通しかご 四日着一丁 四拾四匁
一 供荷物人足 四日着八匁目持 廿二匁

京より出石豊岡へ

一通しかご 四日着一丁 三拾八匁

一 供荷物人足 八匁目持四日着 十九匁

豊岡より京まで

一通しかご 四日着一丁 四拾貳匁

一 供荷物人足 八匁目持四日着 廿一匁

右いづれも飯代雑用わたしなり、若、大雨川どめなどにて日延の時は、かご一丁前一日四匁まし、播磨廻り丹後廻りにて日延の時は定賃金を四日のわり合にてます、

京大宮丹波口より西へ行なり

出石の町を出て左は在、右は川也、川端の細道を行ば豊岡へ三里、湯島へ六里にて陸道也、又、出石より六里の間、船にのるもよし、

出石船問屋並宿

舟屋半左衛門 岸田屋庄左衛門 いわしや嘉兵衛

竹野屋勘右衛門

此問屋より二三丁行て町のうらより船にのる、湯島までの船賃左のごとし、

乗合一人 一匁五分づゝ

老艘かり切 十二匁なり

島村 立ば也
宿なし 出石より一里

五条村 同断 島村より一里

○見ひらき山 (開)
(浜庵) 一休の歌に

但馬にも富士とやいわん見ひらき

かすみかゝりてしの岡の里 (麓)

○京より湯島へ直道中記

豊岡 五条より一里

入口に川有、わたし三文、京極甲斐守 一万五千石御

城下也、柳かうり(行李)細工人多し、

。小田井大明神 但馬五社の一なり、

蛇類の難を除き玉ふ、此社地の砂を取て守とするに蛇

類恐ると也、

。大雲山興国寺 禅宗黄蘗派なり、

百拙和尚住し玉ふ寺なり、

。来迎寺

やしほの紅葉を舟形に作る見事、知恩院派なり、

○豊岡より湯島まで陸地は甚難所故、皆川舟にて湯島に下る、

乗合一人 十八文

一艘かり切 百二十四文

但し五人乗定也、六人以上は一人に二十四文まし、や

かたを作れば又、四十文まし、

挟箱一荷 二人前

乗物一丁 二人前

つばら一荷 二人前

四つ手駕籠一丁 一人前

右の外、旅人の荷物風呂敷包等は舟ちんなしなり、

豊岡より京大坂へ通しかご・荷物・人足・急書状等世

話いたす問や、(歴)左のごとし、同処で舟なくば此問やに

一宿して翌日舟にて湯島へ行べし、

ゆあがりも出立の前日夕方に、ここまでか、出石まで

か、納屋までか、出置て諸用意有てよし、

○豊岡 舟問や

菊や利兵衛 綿や吉左衛門 籠や与七郎

○豊岡より湯島まで舟路の記

右

左

あたご山

一日市村

世 宮島村
近 野上村

(下略)

湯島へ四里の間、舟かりてよし、(トコ)尤もはやし、

問屋並に舟賃

赤坂や安右衛門・松や文次郎・塩や勘十郎

赤石

此山を穿て石を取、土中に自然石数万に積重りて掘し

跡、(現支武洞)洞のごとし、其石青黒く、形或は三角四角五角に

して上下平なり、古来より是を取出すべけれど容易に

つきぬべしとは見へず、必舟を着て見るべし、(付)甚奇妙

成、珍敷石山也、此石を滝くりといふ、甚古き言葉也

とぞ、(中略)湯島の入口一丁ほど前へふねつくなり、

かねて心あての宿へ船番案内すれば宿より下男下女来

りて荷物をはこぶなり、

三田越

大坂北野太融寺を北へ出はなれ(中略)

納屋 (手边) てへんより二十二丁

此所問屋あり、大坂よりの荷物、登り下り自由なり、

かり切七人のり 百六拾四文

但、屋形付候へば四拾文まし

八人以上は一人に式十文まし

一のり合 一人 式十文

一挟箱 一荷 二人前

一のり物 一丁 二人前

一つづら 一荷 二人前

一四つ手かご 一丁 一人前

右の外、旅人の荷物ふろしきづゝみは賃いらす、

○佐野 ○九日 (市)

豊岡 なやより 一里半

町長し、(小田甚)出町と云所の橋詰に茶や有、出石舟・なや舟

などの休所也、

播磨廻り

大坂梅田より左へ行(中略)

納屋(手邊)てへんより二十二丁

豊岡 なやより一里

(知)福智山より丹後廻り湯島道中記

(上略)

○久美峠 三原峠とも云、

町より十丁ほど有、(久美浜灣)入海見へ渡り甚だ絶景也、丹後・

但馬国境なり。(宮建)江尻より浦廻りすればここにきたる、

(下略)

(2) 〔紀 行〕 〔抜書〕

豊中市・八木寿栄子氏蔵

(表紙)

文政三庚辰二月廿日 発

福井 璣

紀 行

但馬 豊岡町

二月廿日 豊岡発道中

五日(たち)経にて廿四日七時(ツ)過に京着、丹波道中紀行は別

に記あり、

廿四日

夕、京西洞院御前通下ル町、菱屋正蔵殿止宿、上下

共人数五人、

廿五日 雨天

八時(ツ)頃より晴天に成、我等兩人とも本願寺へ拜礼に

参詣、両御堂緩々拜礼申上候て興門(興正寺)様へも拜礼、帰

宿候処、入相過に成、

今日月代、(まかやま)町髪結頼候、

廿六日 昼後迄曇、風寒強
未頃より追々快晴

(須藤寺)六角堂へ参詣、(聖徳太子)皇太子御年忌の開帳、(心学舎)拜礼〇明倫舎

内に参、上河主馬殿へ問尋、久々にて御拝顔申、故

(河洪水)先生の御悔申上、旧事を話し合ひ、暫時閑話申、旅宿

麦屋へ入相時帰休、

二月廿七日 快晴

松原建仁寺通へ参り仏壇買求帰宿候処、御逮夜参詣

刻限過、直様参詣申、諸国より登京人多、御堂へ八

(分)歩計参詣人有之、殊の外騒々敷賑ひ候事、

二月廿八日 快晴

昼飯後飛脚平四郎帰発申度に付、御仏壇荷物仕替、

清水に出、(梅渡)石田先生・(手島)堵庵先生・(上河)淇水先生の墳墓へ

拜礼申、清水・ぎおんと拜礼、中川氏へ問尋、去年

の悔とも申入、途中小町紅屋にて提燈かり四条通の

雛のかざり店見て帰宿申、初更過に成申事、

〇天保二年「商人買物独案内」によると祇園町小町紅屋は高
島屋喜兵衛。天保年間、高屋焼が紅盆を受注している(但
馬のやきもの)。

二月卅日 (マヤ)曇天申過より雨、
入夜追々大雨に成

〇不快晴を嵐山の花さかりなりと聞は朝食后(後)早々支

度をいたし老夫婦、加助を召連、宿を立出て四条通

を西に出て先梅宮(寺)を拜、松尾社を拜礼し御札を申受、

初穂二百銅差上、虚空蔵堂を拜礼、同御門前茶店に

て昼飯を喰、〇若鮎の吸物・水なしたしを買ひ、喰

終て渡月橋を渡り橋上にて嵐山の花を見るに真さか

りにて、めかれせず眺望、船屋といふかけ茶屋にて

酒肴でんがくを買ひ、同行三人酒汲かはし、(鮎)厭まで

花を見尽し天竜寺を拝しけるに、此六年前に本堂・
厨堂・客殿・方丈とも自火にて焼失すとて、はや客
殿・方丈・厨堂は新造出来て、本堂は今三月五日よ
り地築初とて其仕拵あり、

三月五日 晴

○六角堂礼拝し○誓願寺を拝礼し、寺町三条上ル鳩
居堂に立寄、同通○御池北角広嶋条平、同二軒目○
絵馬屋平七問尋し、播治に立寄、○二条喰飯店鳥屋
にて昼支度致し○寺町九田町御門前、清照院尼公を
問尋、閑話多時に及び○寺町詰八条殿町雀嶺扇子屋
隠居五升庵鳩節老を問尋し、十ヶ年来の積話移時、
酒汲替し及申時過、告別退婦○三条蕎麦屋店にて夕
支度調へ、及暮酉半刻堺町六角下亀屋茂兵衛宅へ一
宿を乞ひ、休、

三月十二日 晴

七ツ過より雨に成
夜中大雨

朝飯早く食し大津へ趣く、大仏馬町より駕籠を買、
洪谷越へにて義仲寺へ午時過参着申、今日は備中の
閑齋子と申行脚僧此寺へ住庵、今日月並会の初席の
由、此間千影君より御文通に付、差付参着申なり、
千影君はや御出張にて久々に御対面申、旧を語り
閑齋子にも初て面会申、其内御社中追々御出張、漸
八ツ時頃より文台始り、七ツ過満巻及宿題共披講相
濟、翁堂へ差膳、皆々拝礼終、夕飯被下、及暮各退
散、叟は千影君御同引被下、御宅へ止宿いたす、但
義仲寺より入夜、千影君御宅迄廿丁余の処下駄にて
歩行、老尼太苦勞申候事、

三月十三日

前夜中より大雨不晴、
昼過少々激雨に成

○大津千影君御宿へ逗留、終日の雨にて大迷惑、昼
前より御酒被下、二三種の御肴、就中湖水の鮒さし

世 近

み珍敷、移時汲かはし、閑齋子入来閑話、御懇に御もてなし、午後迄酒沈酔、跡(後)にて御茶漬被下、其後暫時昼寝休息、

三月十四日 雨不晴、然とも
細雨成

○辰半頃千影君の宅を辞し、別盃を被下、即吟留(借別)別の辞して、

わりなくも残るさくらを見残して

といひて別れを惜みて竹輿を買ひ、京の宿所六条西洞院へといそぎぬ、三里の間細雨ふりつゞき午時過歸着し直様稲荷社の御出祭とて七条通宿の懇意衆の家行き酒吸物等にてもてなされ、神輿御通りを拜し七ツ時に帰宿、夕飯を食し今朝よりの草臥にて早く付寝、

三月十五日 晴

○由利九重郎(七)、十二日晚大津行留守中に上着候とて

申承り、今日昼過尋来り国元の事委敷申承り、留守中彼是類中に病人有之候へ共、先々いづれも先ず急變も無之事申承、安心申候事、八時過より同道にて罷出、新町通佛光上ル町、近江屋市左衛門殿と申吸物わん家具屋へ参り、彼は見くらべ九重郎望の物とも直段及相對、叟も手提肴入一二印・朱ぬりわんの吸物わん十五人前も買入、其外九重郎入用致注文、移時夕飯差出候ゆへ預馳走、暮相帰宿休す、

三月十八日用意

帰発の節入用覚

一 南(練力) 巻片 今西お品殿へ
壺品として遣候、

一 二十五宿 二月廿四日より三月十八日迄
宗甫

内一宿 釈迦堂宿

一宿 亀茂泊

二宿 大津行

残り

正二十一宿

一泊
ソ印

此旅籠 四十二匁

一 右同断
二十五宿

すま

釈迦堂前
一

正(味)

二十三宿

此宿料 四十六匁

一 同断 嘉助

内四宿引 宗甫同様

二十一宿

此宿料 四十二匁

宿料三口
百三十匁

此金二兩二朱と銀二匁五歩 十九日分まし

メ 金貳兩壹歩

十九日分
差出す

一金貳歩二朱

御祝義酒茶料

一同壹歩

娘お歌殿へ祝義

一 銀貳匁(豆板銀カ)
小豆

孫お千せ女へ祝儀

一同三匁 二

下女おいさへ

一同壹匁
七歩五厘 一

同断おふさへ

但二匁四分の処
一 貳匁九分小豆遣

あんま料とも
妙喜屋へ

五度分
一百廿四文

かみゆひ

三月十八日 御前通油小路東へ入南側
今津屋

一金壹兩壹歩

佐太郎

三ツ具足 一式

一 銀貳拾壹匁壹分 同人

書付の表佻具数々

此処へ

金壹歩代銀十五匁

銀六匁壹分

十九日 梶川 利助
一金貳歩 書物代、硯代の内へ相渡置、受取書有り、

同日 鍋屋 重郎兵衛殿
一同三兩貳歩 買物代の内へ渡、注文表に受取書有、

十九日 七条仏具屋町東へ角
一六匁三分 紙屋

□□□□
かみ四品代、書付有り、

三月十九日 白呂ほうし 二
一四匁

新宅へかし

一金十五兩 京境町二条上ル所
杉山茂左衛門殿

為替手形一通

鍋屋定平名前

一同十五兩 京五条通高倉東へ入
紀伊国屋

但 為替手形五兩 半兵衛殿

三本にて鍋屋良右衛門名前

右両家の内杉山氏より相渡り申候て取用ひ可申事、若相

渡り不申候時には半兵衛より請取可申事、

（ママ）
一金ク兩 辰二月十九日
照取

（ママ）
一 銀リン匁 同前

二月廿一日 夕
一 札十八匁

与兵衛より受取

札
一 錢三匁七分

同断

廿四日 一南一片 老婦より出

廿六日 一銀四十匁 与兵衛持参より受取

廿七日 一金一兩 庄三郎より餞別入

廿八日 一金五兩 杉山氏より由定為替
十兩の内受取申候

此金同日重郎兵衛殿へ何ヶ買物代当に渡置申候、

三月九日 △一金五兩 右同人より同断受取
都合十兩に成

此金直様右同人へ相渡置、

三月十六日 境町二条上ル西側
一 銀六百目 杉山茂左衛門殿より借用

但、手形認渡置、

利八朱半極の由、

その他、買物寛へ拔書

二月廿七日買入

一金三兩壹歩貳朱四匁三分

金仏檀壹本と輪燈壹対の代

一 銭老貫四百文
前卓一、花束(合)たい一、真ちう前番路(座)
御仏供(合)たい、香ろ(合)たい付

松原通建仁寺町東南角 仏店より買入、

重郎兵衛殿同道にて参り買入、

卅日

一 銀五匁五歩 さげ二・吸物三・小ふた一・てんかく一

嵐山に舟や茶店払

右三人前

三月朔日朝

一 貳朱老・銀貳匁出ず、

釈迦堂前 菊やへ老宿三人前、

旅籠代に両かへ残り小遣に成、

同 昼

一金老歩 菱屋に出、

内老貫四百文 (釈迦堂)志ヶ堂前より宿迄かご貳丁賃錢、

のこりは小遣に成、

二月卅日

一 銭貳百文 松尾権現に御初穂上、御札拾四枚頂戴、

三月二日

一 老歩貳百貳十四文 代銀メ拾六匁五歩成、

古銚子一对と光淋蔀(蔀)絵香入一共、

(醒ヶ井)鯨替五条下ル西側長嶋屋善兵衛店にて調、

一 老貫文 代銀八匁八分

赤絵皿一・筒黒茶碗一代 右同家にて、

二日

一 貳百文 羽ほうき大小

寺町通仏光寺町下ル吉田宗三郎店

世 三日

近 一 銀三匁七歩 日傘老本 老婦入用 加助渡

一 同老兩八分 木綿足袋一足、同人入用

一 老歩(分) 出す、

内老貫四拾文 キセル十六本代

松原室町東へ入 山崎又兵衛払

のこり六匁文 小遣に成、

一 銀式匁七歩 瓦全師へ くわし料持参に拵、
(菓子)

四日

一 百廿五文 井鉢一

一 百八十文 わさびおろし

一 七百六十四文 尾州火入式つ

但、二朱一つ出して残り銭四拾八文取、

メ八百十六文

三月十一日晚

西洞院北小路下ル東カハ

一 式朱一ツ 亀屋陸奥

内四匁三歩 大津屋遺物 くわし箱二折(カ)

式百八十文 松風くす一折代(カ)

メのこりはコンヘイトウ 老□□りの分

十一日夕

一 老匁六歩五厘 大津儀(マ)仲寺翁堂へ香典、用意、

十二日より十四日

一金式朱

代銭老貫六百廿九文

大津行かご六百文

〃戻り〃 五百五拾文

残りは往来昼支度茶代

十二日

一 老匁六歩五厘 新町五条下大丸店

木綿足袋老足 雙用

十六日

一 百四拾文 御堂前にて 老婦用数珠一連代

一三拾六文 同所

ねぶりこづち 一 代 小児みやげ用

右に老奴八步出し、残り錢四十文斗は小遣に成候、

一 銀六匁式分 亀茂へ老宿の礼

一 百文 鉤玄堂へ みやげ、こん米糖代

一 六拾文 扇地かみ三枚代

一 六拾五文 備前古手花入

一 五拾式文 手習水入二つ

○ 福井璉(一七五二〜一八三一)は俳諧に東皐、漢詩に謙斎の号を用いた。石門心学に傾倒して「含章舎」設立に尽力した。

(3) 伊能忠敬の測量廻国

ア 「伊能忠敬先生日記」十八(抜書) 千葉県佐倉市伊能忠敬記念館蔵

(文化三年) 八月廿日晴天 朝七ツ半後、因州岩井郡陸上村迄是村

領島取立、一番高橋・平山・稲生・角次陸上村と但馬国

二方郡居組村御料所 国界より初、七坂八峠即居組村を歴

て居組村・釜屋村より諸寄村字河辺浜迄測二番に繫、二

番下河辺・尾形・佐藤祖図を・栄治諸寄村字河辺より初

諸寄村休、同所雪白浜を過て芦屋村・浜坂村川尻迄測、

大振島は遠測名所絹巻島、我等・坂部・門倉・永沢病氣

諸寄村庄屋徳之助宅に休、一番手は居組村中食、午後に着、二番

宿二番手も此所にて中食、長百姓仁左衛門

は八ツ頃前、一番は七ツ前に浜坂村へ着、止宿友右衛門、

因州・但州界并居組村へ丹後久美浜御役所詰塩谷大四

郎御代官手代広石巻右衛門出る、浜坂村止宿へ当国豊

岡京極加賀守家士古島初助出る、此夜晴天、測量、御

料村の役人国界より案内、

同廿一日晴天 一番下河辺・稲生・佐藤・栄治・寛平

粗図、朝六ツ後、浜坂村取立、同村川尻より初、清富

村・指杭村・田井村を歴て赤崎村枝郷大三尾、二番手の

世 浜坂村より本道を福富村国界より・対田村豊岡領即・久
近 谷村当春より御料即・股見峠を越てアツタ余部村へ九ツ前着、
谷村前は豊岡領

途中豊岡領大庄屋中井周藏・熊谷村庄屋伝治郎等豊岡
領案内、股見峠より同国美含郡になる、仙石越前守領
分の大庄屋長治郎病氣に付、名代小原村庄屋与三兵衛
送迎す、仙石の家士は不出、先弘徒士二人領村へ出る、
二番高橋・平山・尾形・吉平、赤崎村枝郷三尾より初、
美含郡余部村持の御崎を歴て余部村迄測、六ツ前に着、
仙石越前守内弓削八左衛門来る、止宿余部曹洞宗長尾
山長福寺、

同廿二日朝晴 晝七ツ頃二番手、六ツ半前一番手余
部村出立、我等・坂部・門倉・永沢同人方病氣、六ツ
半前出立、下浜村・矢田村矢田川・七日市村・香住村
にて中食宿助、若松村・一日市村・境村・丹生三ヶ村、
上ヶ村(社)・浦上村・沖浦右三ヶ村を丹生浦と云湊なり、
無南垣村ムナカキ・訓谷村へ八ツ後に着即出石領村々なり、峠、時、止
無南垣村ムナカキ・訓谷村へ八ツ後に着即出石領村々なり、峠、時、止

宿嘉兵衛即出石領なり、一足輕番高橋・稻生・佐藤・吉平、美含

郡余部村人家下より初、鍛村を過て下ノ浜村川尻迄測、
夜に入て止宿へ着、二番下河辺・尾形・小坂榮二下ノ
浜村川尻より初、矢田村・七日市村・香住村・若松村・
一日市村・堺村(境)・丹生ノ浦上ヶ村迄測る、浦上村止宿
曹洞宗、外に白石島・黒島・黒山島・白ヶ浦島等遠測、
帰仰寺、

同廿三日朝小晴 一番手は六ツ頃、我等・門倉・丈
助病氣、六ツ半前訓谷村出立、安木村・相谷村・浜須
井村・切浜村を通り竹野村中食、坂部は訓谷村より荷
物宰領と成て乗船、竹野村に至り中食して山道峠を越
て湯島行、我等も跡(後)より湯島に至る、村々の間山坂峠
難所なり、竹野村休、出石代官弓削八左衛門・同役土
肥安兵衛兩人出る、領分界迄足輕兩人先弘案内、一番
手下河辺・尾形・小坂・榮若丹生浦上ヶ村より初、浦上
村・無南垣村・訓谷村を過て安木村迄測て、竹野村止
宿、二番手高橋・平山・稻生・吉平訓谷村より浜安木村、

夫より山越、相谷村・浜須井村・切浜を経て竹野村まで測る、止宿伊左衛門、庄屋、

同廿四日曇天 一番高橋・稲生・小坂・佐藤、竹野村下より初、宇日村・田久日村・城崎郡瀬戸村、二番手の初枕迄測る、七ツ頃湯島着、二番下河辺・平山・尾形・柴二瀬戸村より初、小島村・桃島村を過て湯島村迄測る、八ツ頃湯島へ着、東河・坂部・門倉丈助津柴二居山村即島なりを測る、七ツ前湯島村へ帰宿湯島は温泉ありて入湯の人群集す、湯島止宿大津屋七右衛門、此夜曇天不測、此夜同国出石城下谷山一乗山経王寺善哉院日裔上人尋来る、

同廿五日曇天 一番下河辺・佐藤・柴次城崎郡桃島・湯島界より豊岡川通、今津村より渡りササ浦村人家下にて二番手と合測、其外に菊屋島桃島氣比両村持片側測る、小島湯島・今津・桃島三ヶ村持持を測る、二番高橋・稲生・角次城崎郡氣比村絹卷岬より初、豊岡川東岸通、飯谷村を過ぎ楽々浦村人家下にて一番と合測、七ツ前に帰宿、此日

出石経王寺旅宿へ来て終日談話、夜に入て脇宿へ帰る、此夜曇天不測、

同廿六日朝より雨天 逗留、午後止、八ツ頃晴、又大雨、夜に入て晴、又曇る、雲間に五六星測る、

同廿七日朝より晴天 六ツ後、湯島村出立、三手分にて測る、我等丈助同村出立、戸島村・楽々浦村・飯谷村・畑上村・三原村是迄城崎郡峠にて国界を歴て丹後国熊野郡湊宮村の枝郷川内カウチに至り乗船して湊宮村へ着、止宿小西与右衛門同郡久美浜村塩谷大四郎御代官役所有庄屋稲葉仁兵衛・今西儀兵衛見舞に出る、同村今一人庄屋山本甚左衛門此節病氣にて不出、扱止宿小西与右衛門豪家にして好書画詩文、曾て著詩集、曰松江近体詩、小西名績、字伯瀨、号松江、吾邦名家の詩文を多く所持す、一番坂部・稲生・尾形・吉平但州城崎郡氣比村の内・絹卷測、崎より初、田結タイ村を経て丹後国熊野郡蒲井村迄測る、二番高橋・平山・門倉・佐藤同村より初、大向村を歴て同郡湊宮村枝郷河内カウチに至て終る、三番下河辺・小坂柴二但州田結村

中より初、同村ステガ岬迄測、又丹後国熊野郡蒲井村下より同村枝郷旭湊の内を測、右七ツ前後に帰宿、夕方塩谷大四郎手付手代真中治郎蔵見舞に出る、此夜晴天測量、同国宮津松平大隅守地方役田口武左衛門・出石仙石越前守代官宇野孫太夫出る、

イ 「測量日記」 二十五〔抜書〕 伊能忠敬記念館蔵

〔文化十二年〕
正月十七日曇天小雨 但馬国気多郡御料所伊福村入会

伊福村六ツ時後出立、同所㊦印初、出石領松岡村・同土

居村・枝田中・同国府市場村新村・堀村、止宿前迄二十七間夫

より出道追分㊦印迄此より出石道へ住越

石豊岡道追分此より出石道へ住越 村・枝中野・同野々庄村・同中郷村氣多川・片間坂郡界・

出石郡同領片間村・同三木村人家下地 蔵堂前㊦印打止、街道三十町〇〇

二口合一里一十、夫より無測、手辺へ帰宿、止宿本陣・

七町二十七間、大左衛門、脇氣多郡大庄屋上坂左衛門、上同郡案内庄屋伏村、

与三左衛門、出石領大庄屋田九左衛門、同郡案内浅右衛門、
豊岡町行司名主、此夜雨、
島井忠左衛門

正月十八日朝五ツ時前より四時後迄雪、但馬国気多郡出石府市場新入会、手辺六ツ時後出立、同所、出石街道追分村・堀村、

㊦印初同領野々庄村・同池上村・同上石村八代川小流三間・枝

水生、代印を殘迄一十四町二十七間別手繫ノ入会、芝村・

出石領佐野村外称上・枝納屋此所より湯島へ㊦印ヲ殘迄一十

四町、此より雷神社へ打上、田口五郎左衛門城崎郡佐野村

二間、御代官所外称 神前迄〇六町二、式内雷神社芳峯雷神ト云、除地七

祭七月廿五日、神主百姓太郎左衛門又㊦印初、同枝千本佐野本村豊岡領京・

九日上ノ町村・女代メシヨ社前迄一十六町〇三間、式内女代神社

祭神高皇産命、祭九月七日・無社當時曰女代大明神、領神主坪内大隅同上九日中ノ町村・同断

九日下ノ町村・同大磯村ツネノ・枝尻畑、豊岡川船渡場出石道

追分・㊦印ヲ殘四十二間、豊岡市中、京口町・新町・小

尾崎町・左大手門京極加賀守在所・土橋十、宵田町・中町、

止宿前㊦印に打止九町五十四間、街道合二里〇一町四惣測二

里〇九町一十五間、九ツ豊岡中町着、止宿本陣鍋屋良右

衛門、脇二方屋又右衛門、当町奉行瀬尾十太夫、行事名主
郷野屋左衛門、島井忠左

衛、宵田町 名主 村尾市左衛門、其外町、丹後久美濱支配、城崎郡
門、中町 名主 由利九十郎 名主 城崎郡村々庄屋、下組大
庄屋佐伯、内藤五郎兵衛、小田井神主、湯島村庄屋、
孫左衛門、湯島村庄屋、止宿七右衛門、

正月十九日 朝より雪入 但馬国城崎郡豊岡町六ツ時後
止宿

出立、同所④印初、下町・小、左曹洞宗、右一向宗、同町④印
ヲ残迄四町四、此より式内神社へ打上十七間、式内重浪

神社 正一位勲十二等、正一位海神社 祭神饒、正一位県神社
祭神大己貴尊、速日命

祭神宇摩、三坐合日、小田井大明神 祭三月十日、境内式内
志麻治命、境内除地

神社 酒垂神社 祭神秋津日命、物部神社 祭神建稲種命、神主大、
祭九月九日、祭八月十五日、石撰津

④印初 豊岡 六地藏村・同一日市村・祭佐川舟、久美濱御森津
領、同村 福泉寺中飯

村字平石・同上上山村・枝二見・同上簸磯村 同村 福泉寺中飯
同上来日村、往来より左、式内久流比神社 祭神閻御津羽、
三町斗引込

小社にて、同御代 今津村・同湯島村 人家中湯の前橋の前去④印
神主なし、官所 寅八月四日淵の

に繫終 二里二十八、夫より寅本陣前、街道二里三十、惣測 二里
三十五町三十一間、ハツ半時湯島村着、止宿 庄屋七右衛門
一軒にて済

即宿、

同廿日晴天 六ツ時後、湯島村出立乗船、四ツ半時

豊岡町着止宿 本陣鍋屋良右衛門、丹後屋庄三郎前、当代官田路
脇二方屋又右衛門、は郷野屋入替、
初右衛門出、

永井・宮田・保木・佐助手分、向但馬国測

正月廿日 晴天 六ツ時後、小出助四山本村出立、同村
止宿前より初田口五郎左藤井村八代川俣、出石領竹貫村左森
衛門支配所 別手ノ残、祭日九月廿日 宇小津谷・上
中に式内鷹貫神社 當時天神と云し、祭神不知、神主な

石村 豊岡街道へ出・枝水生追分 当十八日 代印に繫、街道二十
間、夫より無測、田口支佐野村 庄屋、九ツ時後、京
極加賀守在所 豊岡字中町着、両手分出会、止宿は別手に記、

正月廿一日 晴曇 六ツ時後一同豊岡中町出立、後手
我等・今泉・尾形・笹田・佐介、城崎郡 京極加賀守 大磯
村 豊岡、道追分 当十八日 残置、④印初 道測、豊岡川、舟渡五十三間三
村 出石、道追分 日残置、尺、字大渡と云、

江本村 入会枝塩津、気多郡 出石領八社宮村 左八町斗御料木内
塩津村、見開山谷云但馬富土、伏村・清冷寺村・枝白上、立場・通
新田義興居城と云、

名五条云 用水溝川、出石郡伊豆村 枝北福居村 屋休庄、島村・
土橋六間、

世近

坪井村地先斗、又宮内村一ノ宮追分先手ノ初宮印繫^{二里}街二里
○一町○四間三尺、木華表・随神門、社前に打止横七町四
此より一宮打上、^{アノノヒボコ}一宮大明神、式内伊豆志神社八坐・本社祭神天日槍命、

○文化十一年、伊能忠敬らの但馬国内測量の経路の概要は次の通り。

●本隊(伊能・今泉・門谷・尾形・甚七) 姫路城下福中
正月一日(三日) 逗留 福中町 四日 神東郡仁豊野 五日 加西郡寺内村
六日 加西郡明菜寺村 七日 多可郡中村町 八日 氷上郡和田村
九日 氷上郡柏原町 十日 氷上郡伊佐口村 十一日 氷上郡佐治町
十二日 氷上郡遠坂村 十三日 朝来郡矢名瀬町 十四日 養父郡養
父市場村 十五日 同村 十六日 気多郡伊福村 十七日 気多郡手辺
十八日 豊岡町 十九日 湯島村 二十日 豊岡町
中町

●支隊(永井・宮田・保木・佐助) 神東郡仁豊野 五日 神
西郡溝口村 六日 飾西郡前之庄村 七日 神西郡福崎新村 八日 神
東郡屋形村 九日 神東郡栗賀町村 十日 多可郡猪俣本村 十一日
朝来郡山口村 十二日 朝来郡和田山村 十三日 養父郡八木村
十四日 七美郡福岡村 十五日 村岡町 十六日 同町 十七日 養父郡
高柳村 十八日 気多郡知見村 十九日 気多郡山本村 二十日 豊岡町
中町

(本隊と合流)
(総一手) 豊岡町 二十一日 出石町 二十二日、二十三日 出石町
青田町

△本隊に手分け、

●本隊(伊能・門谷・尾形・保木・佐助) 二十四日 出石郡小
谷村 二十五日 出石久畑村 二十六日 天田郡一宮村 二十七日
●支隊(永井・今泉・宮田・甚七) 二十四日 丹後国へ向けて
測る。

ウ「鳥井家公私之目録」〈抜書〉

(文化十一年)
正月八日

一 近々測量方御役人様御出に付、今日五町起会、町間
数相改候、京口町大渡場より小田井町亀屋出店前迄
凡拾七町有之候、但し御用の水繩にて打申候、凡長
百五間余京口町・凡長百八間余新町・凡長八拾貳間
小尾崎町・凡長百三拾七間小尾崎町北の端より御柵
下に至宵田町御橋北の端迄・凡九拾八間余宵田町・
八拾六間余中町・百三拾三間下町(但しよこ町)・凡七
拾三間(永井町)支配小田井社鳥居前迄、御舟町と云分、
凡百九拾六間小田井町、合千廿間余に成、

十日

一 測量方御役人様御取扱間合に由利九十郎殿、昨日出石へ被参、今晝被帰候、但し自分用有之由にて兼て被参候、

十七日

一 測量御役人様今夕手辺御泊り御座候、兼て御前宿へ書上帳並に絵図面持参可致御先触在候、拙者行司番に付、今日八ツ半頃より手辺へ参、御役人様方へ名札を以御案内申上、御目に掛り候、羽織袴帯刀にて罷出候・手辺御宿は御本陣竜野屋太左衛門・脇本陣竜野屋与三左衛門方に有之候、明朝は当所へ御出、御止宿の事に付、夜四ツ過帰申候、

十八日

一 右御役人様道々御測量にて、今昼時当所へ御着に成候、天文方高橋作左衛門御手附伊能勘解由様・御上下九人、御本陣由利良右衛門、御弟子尾形鎌次郎様・久保木佐右衛門様・加藤加平治様・宮野善藏様・

笠原三平様・大山甚七様・下人浅助・清兵衛、右衛

上下九人御宿間近に付、猶々尾形様外に侍兩人、

メ三人江野屋善右衛門方へ宿申付候、今泉又兵衛

様・門谷清次郎様・外に御家来式人弥兵衛・新兵衛

メ御上下四人、二方屋又右衛門、

一 右両御宿御用より御紋不付候、御幕高張並用水桶出候、

一 本夕星測良太右衛門先に御用意被仰付候へ共、曇り有之候故、御止め被成候、

十九日

一 今朝晝六ツ過御立にて湯島へ御出被成候、尤御荷物は不残舟、御役人様方は步行にて御出被成候、人足は当御領分在方より出る、拙者町端迄、昨今御出迎御見送り共、羽織に袴・帯刀にて出申候、

廿日

一 今日右御役人様御上下様三人湯島より御帰り、又々当所御止宿に御座候、湯島より御舟にて送付申候、

並に今日水上より永井甚左衛門様御組上下五人当所

御落合にて御出被成、都合御人数拾八人に成候故、

御宿福井八郎左衛門方へ増宿被仰付候、

一 △伊能勘解由様御上下六人十
八日の通 御休泊 由利良右衛門

△永井甚左衛門様

一 △今泉又兵衛様 御上下九人 御別宿 福井八良左衛門

△門谷清次郎様

『△印御四人は御証文の御方也』

一 御弟子
尾形鎌次郎様

箱田良助様

御次宿 二方屋又右衛門

保木敬藏様

『此御三人は御弟子の由』

右の通、御上下拾八人、三軒に御止宿被成候、

廿一日

一 今朝六ツ過、無滞御立被成候、就京口町渡場より又

又測量始り申候、人足は在方より出石へ送り付と承

申候、夜前良右衛門門先にて星測有之候処、能晴居

申候間、暮過より四ツ前まで星測被成候、

『測量と申は 天測テシツ地量チリツツと申事の由』

正月廿一日（ご）

一 測量方御役人近日出石に御出被成、廿三日迄御滞留

にて、廿四日御出立、丹波・丹後と御手分に相成候

由承候、

廿九日

一 先日測量御役人兩度御止宿に付、諸入用人足等此間

中取調致候処、左の通、

一 八百疋八厘

諸入用辻

内四拾貳匁六分四厘 木銭米代御払並に新調

の品売払代等引

残て七百五拾八匁四分四厘 御用より出す分

六拾七匁五分八厘御用へ難申上候に
付無匁十町へ割分

メ

一人足五百八拾七人

但、御本陣向掃除・砂持・大工・左官・手伝並に下

働昼夜、或は地走小遣・遠見借物会釈・世話方出張の者凡五拾人へ、壹枚より貳枚或は三枚、日役切手にて会釈等惣メ也、

『但し是迄御巡見様御出の節、御本陣詰世話人へ会釈の日役切手遣候義、先格無之様承候、此度は先格も吟味不致五町申談、日役切手貳枚位づゝ遣候事』

エ 「由利家公私之日記」〈抜書〉

〔文化〕 正月 二日 天気

一 早朝より月番へ起会、五町出会、測量御役人様当月

二日姫路御発駕、豊岡より出石へ御通行の由、生野より為知申来候に付、右間合等の内談一件也、

七日 天気

一 測量御役人様御通行に付、月番へ起会罷越候、

八日 天気

測量御役人御順国に付、

一 今日十町、東西南北間敷相改申候、南北十七丁廿間有之候、早朝より八ツ半迄かゝり同役三人罷出候、
九日 天気

一 今朝、出石月番へ江戸御役人様御通行に付、間合に罷越候、

十日 天気、風強し

一 晩方、出石より罷帰り、夜に入、月番へ起会、八ツ時に帰り、

十一日 雨天

一 御奉行所へ出石表模様御達申上候、

十二日 雨天

一 早朝より月番へ起会、夜に入帰り、

十三日 天気

一 早朝より月番起会、夜に入帰り申候、

世 近

十五日 雪氣(マゴ)

一 早朝より月番へ起会、測量方御役人様御通行取計申
談用、(マゴ)

十七日 雨天

一 早朝より月番へ詰切也、夜七ツ頃開席、

十八日 曇天

一 早朝より同役始世話人并同役者追々拙宅へ相揃、其
々手配申付候、

一 四ツ前御役人様追々御著被遊候、都合上下十三人御

越被成候、然る所本陣良右衛門方間取手せまにて御

著の上にて江野屋善左衛門方へ申付、御役人様御三

人御止宿申談候、夜に入、星測有之、則本陣良右衛

門門先にて有之候、御役人様不残御出被成候、然る

所曇候て相止申候、彼是九ツ過に御休に被成候、我

等始同役中は八ツ頃にも相成、村尾氏・鳥井氏共我

等方へ止宿有之候、

十九日 雨天

一 七ツ頃より用意申付候、曉六ツ半御発駕被成候、小

田井町迄見送申候、今夕湯島へ御止宿、明廿日晚、

又々豊岡御泊り故、手配にかかり申候、

廿日 天氣

一 今日丹後屋庄三郎方へも脇本陣被仰付候、四ツ過

著船、大に混雜、委月帳(御)へ有、略す、

廿一日 天氣

一 早朝出石へ御越にて御発駕被成候、京口町迄御見送

り申候、昼より借用道具為辰申候、

廿六日 雨天

一 月番へ起会、此度御役人様諸入用取調方、

廿七日 雨天

一 今朝も月番へ起会罷越候、

二月九日 曇天

一 四ツ時、昨日御召出人別、御奉行所へ罷出候所、於

御敷台其々へ先日測量御役人様御止宿并聞合等に罷

越候為御挨拶、御目録被下置候、我等も銀一兩被成

下候、直様一統御礼申上罷帰り申候、尤外様へは御

礼に及不申候、大谷氏も出張也、

才 「家事要録」

田井和男氏藏

文化十一戊

一 天文測量方御巡国、正月廿一日福居御昼、出石御泊、

廿四日山の中へ御越、

一 豊岡大渡より出町橋迄拾七町、

一 豊岡より湯島へ式里三拾四町、

一 百貳拾貳間 あちら谷溝より駄坂
市郎右衛門殿屋敷迄

内

七拾四間 当村分

一 四百三拾七間半

内

(吉左衛門入口より下は山
入口地蔵迄こし祢通り)

貳百七拾九間半 当村分こし祢畑地境迄

一 五百三拾間 右同断川土手通り

内

四百廿貳間 当村分うその穴地境迄

一 百拾八間 あちら谷溝より喜三郎入口迄

一 四百四拾老間半 (喜三郎入口より三宅柴
次殿入口迄山そへ通り)

内

貳百間 (当村分
荒神山上の端迄)

一 五百三拾四間 右同断川土手通

内

三百十八間 (当村分
横関地境迄)

一 三百七拾八間 (喜三郎入口より
立石入口石橋迄)

内

貳百三十八間 (当村分
口戸迄)

一 東西三百九拾貳間 (三宅境より駄坂境迄
ゑのた山そへ通り)

五 村方の記録

1 村 概 要

(一) 村明細帳

(1) 〔瀬戸村地方差出帳〕 瀬戸区蔵

書上ケ申地方指出のひかへ

一 高五拾弍石五斗五合

内

高弍斗六升六合

高六石七斗八升九合

米三斗六升弍合

高拾石弍斗

米四石五斗

扶持方

引高合拾七石弍斗五升五合

残高三拾五石弍斗五升

毛付

内

高拾石弍斗壹升

上田壹石弍斗代

高七石五斗弍升

中田壹石壹斗代

拾七石七斗三升

田方

高拾石壹斗五升

上畠八斗代

高七石三斗七升

中畠六斗代

拾七石五斗弍升

田畠高合三拾五石弍斗五升

丑歳分

一 高五拾弍石五斗五合

瀬戸村

内

高拾七石弍斗五升五合

引物

扶持方

津居山村庄や

孫右衛門

山入

瀬戸村庄や
与三右衛門

扶持方

津居山村庄や
孫右衛門